

動物愛護センター基本設計委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

動物愛護センター基本設計委託業務

(2) 事業の目的

本事業は、平成 30 年 4 月策定のこうち動物愛護センター（仮称）基本構想を受けて作成した動物愛護センター基本設計委託業務説明資料を基に、高知県及び高知市が共同で設置する動物愛護センターの基本設計について、公募型プロポーザル方式により企画提案を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討して、最も適格と判断される提案者を選定し、当該基本設計業務を委託するもの。

(3) 事業内容

別途定める「動物愛護センター基本設計委託業務公募型プロポーザル説明書」のとおり。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 20 日まで

2 見積限度額

11, 836 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

別途定める「動物愛護センター基本設計委託業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 契約の相手方の決定方法

別途定める審査要領の審査基準に基づき、審査委員会で公正な審査を行う。企画提案者（以下、「参加者」という。）から提出された参加申込書に示された業務実績等の書面審査及び企画提案書の内容をプレゼンテーションとヒアリングにより審査して、契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。なお、参加者が多数の場合は、一次審査として、参加申込書で示された実績等の書面審査により上位 5 者を選定し、二次審査として、選定された参加者から提出された企画提案書の内容をプレゼンテーションとヒアリングにより審査する。本委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後に、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等について協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進み、5 日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者を選定された者と県が交渉を行うこととする。

5 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 高知県内に本社（本店）を置く設計事務所又は高知県内に本社（本店）を置く設計事務所を含む共同企業体（以下「共同企業体」という）であること。

※共同企業体の代表者となるものが、企画提案書提出締切日までに共同企業体を構成する場合は、参加申込書提出時に、予定している構成員を明示すること。

- (2) 高知県内に本社（本店）を置く設計事務所及び共同企業体の代表者は、日本国内で過去20年以内（平成16年度以降）に竣工した建築物のうち、一棟500㎡以上の延床面積の動物愛護センター、動物園又は延べ床面積200㎡以上の飼養施設を有する建築物（動物病院、動物検疫所、保健所）の設計業務を完了した実績があること（全面的な改修・改築を含む）。

なお、共同企業体の構成員及び協力事務所（参加者と同一組織でない事務所であり、専門分野において技術の提供等を行う事務所）として参加した場合の実績は除く。

- (3) 構成員が、本業務の参加者である他の共同企業体の代表者及び構成員並びに協力事務所のいずれも兼ねていないこと。
- (4) 協力事務所を加えることは可とするが、本業務に参加する別の共同企業体の代表者及び構成員のいずれも兼ねていないこと。
- (5) 高知県内に本社（本店）を置く設計事務所、共同企業体の代表者及び構成員並びに協力事務所は、次のいずれにも該当しないものであること。ただし、イからエについては、その手続開始の決定後、知事が別に定める手続きに基づく高知県建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者についてはこの限りではない。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条の規定に基づく破産の申立てを行った者。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立てを行った者。

ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者。

- (6) 高知県内に本社（本店）を置く設計事務所及び共同企業体の代表者並びに構成員の本社、支社、営業所等が、都道府県税・消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 高知県内に本社（本店）を置く設計事務所及び共同企業体の代表者並びに構成員は、令和6年度高知県測量、建設コンサルタント等業務競争入札参加資格（建築関係建設コンサルタント業務〔建築一般〕）を有すること。
- (8) 高知県内に本社（本店）を置く設計事務所及び共同企業体の代表者並びに構成員は、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年高知県告示第598号）もしくは指名回避措置基準要領（平成17年17高建管第223号）による指名停止等の措置の対象となっていないものであること。
- (9) 高知県内に本社（本店）を置く設計事務所及び共同企業体の代表者並びに構成員は、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年訓令第1号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。また、同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (10) 高知県内に本社（本店）を置く設計事務所及び共同企業体の代表者並びに構成員は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行い、5年以上継続して業務を行っていること。

- (11) 高知県内に本社（本店）を置く設計事務所及び共同企業体の総括責任者自身が一級建築士の資格を有するとともに、本業務に関し、(2)の実績をもつ一級建築士の資格を有する主任技術者を専任として配置できること。

6 説明会

(1) 日時

令和6年7月30日（火）14時00分から15時30分（予定）

(2) 場所

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内2丁目4-1

高知県保健衛生総合庁舎1階大会議室

(3) 参加申込

様式〔募〕1を令和6年7月26日（金）12時00分までに、薬務衛生課へ電子メールで送信し、電話により着信を確認すること。

なお、1参加事業者あたりの出席者は2名までとする。

※上記期限までに参加申込書を提出する者がいない場合は、説明会への参加希望者がいないものとして説明会を開催しない。

<提出先>

高知県健康政策部薬務衛生課 動物愛護担当 高野

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話：088-823-9673

電子メール：131901@ken.pref.kochi.lg.jp

7 質疑と回答

質疑は令和6年7月31日（水）17時00分を期限として、様式〔募〕2により持参、郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）、電子メールで受け付ける。電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。

質疑と回答の内容は、令和6年8月5日（月）17時00分までに薬務衛生課ホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130000/131901/>）に掲載する。

<提出先>

高知県健康政策部薬務衛生課 動物愛護担当 高野

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話：088-823-9673

電子メール：131901@ken.pref.kochi.lg.jp

8 参加申込及び資格要件の確認

(1) 提出書類、様式及び提出部数等

別途「動物愛護センター基本設計委託業務公募型プロポーザル参加申込書作成要領」に定める。

(2) 参加申込

ア 提出方法

持参、郵送（書留郵便、又は配達証明に限る。）又は、電子メール。電子メールで

提出する場合は、電話により着信を確認すること。

イ 提出期限

令和6年8月7日（水）12時00分（必着）

ウ 提出先

高知県健康政策部薬務衛生課 動物愛護担当 高野

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話：088-823-9673

電子メール：131901@ken.pref.kochi.lg.jp

(3) 資格要件の確認

薬務衛生課において、提出のあった参加申込書と関係書類に基づいて資格要件を確認し、その結果を令和6年8月9日（金）をめぐりに電子メールにて通知する。

(4) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

ア 参加申込書を提出した者のうち、資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及びその理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことに対する説明を求めることができる。

イ 知事は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して6日（県の閉庁日を除く。）以内に、書面により回答する。

9 企画提案書の作成

別途定める「動物愛護センター基本設計委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」のとおり。

10 審査

別途定める「動物愛護センター基本設計委託業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり。参加者多数の場合の書面審査の実施等については、参加者へ別途通知する。

11 審査結果

審査結果は、令和6年9月18日（水）（予定）までに、すべての参加者に文書で通知する。

また、参加者が6者以上の場合に実施する一次審査（書面審査）の結果は、令和6年9月6日（金）までに電子メールで通知する。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

高知県情報公開条例

[<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj>]

12 日程（予定）

令和6年7月19日（金）		募集要領公示・募集開始
令和6年7月26日（金）	12時00分必着	説明会参加申込締切
令和6年7月30日（火）	14時00分から	説明会開催
令和6年7月31日（水）	17時00分必着	質疑書提出締切
令和6年8月5日（月）		質疑書への回答をホームページに掲載
令和6年8月7日（水）	12時00分必着	参加申込書提出締切
令和6年8月28日（水）	12時00分必着	企画提案書提出締切
令和6年9月上旬		一次審査（書面審査） ※参加者が6者以上の場合のみ実施
令和6年9月6日（金）		一次審査（書面審査）結果通知
令和6年9月13日（金）		審査委員会（プレゼンテーション）
令和6年9月18日（水）		審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（県及び審査委員会での当該業務における使用に限る。）する。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるため、参加者は提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を様式〔募〕3により提出すること。開示・非開示の判断は、提出された具体的な理由を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。
- (4) 本業務の委託契約の相手方となった参加者以外の企画提案の内容については、参加者の承諾なしには利用しない。

14 問い合わせ先

高知県健康政策部薬務衛生課 動物愛護担当（担当：高野）
〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話：088-823-9673 FAX：088-823-9264
電子メール：131901@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- (3) 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規

- 程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退の理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものでない。
- (2) 企画提案に要するすべての費用は参加者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、高知県契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は同契約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。
- (4) やむを得ない事情等により日程等の変更が生ずる場合には、別途通知する。
- (5) 本業務（基本設計）に直接関連する実施設計は、基本設計時における設計意図を実施設計の成果へ的確に反映させるため、本業務の委託契約の相手方と随意契約を行う予定であるが、業務遂行のために必要な事項について、協議のうえ一定の条件等を付することがある。なお、当該受託者が実施設計業務に適さないと高知県が判断した場合等は、別途受託者を選定することがある。